

「港区立小・中学校給食用 物資納入事業者登録制度」 にかかる申請要領

- 受付期間を設けておりますのでご注意ください。

令和5年2月

※この要領は、港区立小・中学校給食用物資納入事業者登録制度実施要綱の第2条に基づき定める
ものです。

目 次

1	目的.....	2
2	登録有効期間	2
3	配送地域区分	2
4	登録の区分	3
5	登録の要件	3
6	給食物資の納入・規格基準.....	4
7	申請に必要な書類	5
8	申請受付期間及び登録決定等	6
9	登録後の取扱	6

1 目的

この要領は、安心安全な学校給食の安定的な供給と給食用物資の品質確保を目的に導入した港区立小・中学校給食用物資納入事業者登録制度の運用に関して、必要な事項を定めるものです。

2 登録有効期間

登録有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

なお、登録有効期間の途中で登録申請（随時申請）をした場合は、登録完了日から令和10年3月31日までとなります。

3 配送地域区分

配送の対象となる学校は港区立小・中学校です。

登録申請の際は、下表の配送地域区分の中から配送可能地域を選択してください（「1 全ての港区立学校」以外を選択する場合は、複数の区分を選択することが可能です。）。

配送地域区分		配送エリア	配送エリアにある学校		校数
			小学校	中学校	
1	区内全域	全ての港区立小・中学校			29
2	芝地区 総合支所管内	芝一丁目～五丁目、三田一丁目～三丁目、 海岸一丁目、東新橋一丁目・二丁目、新橋 一丁目～六丁目、西新橋一丁目～三丁目、 芝大門一丁目・二丁目、芝公園一丁目～四 丁目、虎ノ門一丁目～五丁目、愛宕一丁目・ 二丁目	御成門小、芝 小、赤羽小	御成門中	4
3	麻布地区 総合支所管内	麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布一丁目～ 五丁目、元麻布一丁目～三丁目、西麻布一 丁目～四丁目、六本木一丁目～七丁目、麻 布台一丁目～三丁目、麻布十番一丁目～四 丁目、東麻布一丁目～三丁目	麻布小、南山 小、本村小、 筈小、東町小	六本木中、 高陵中	7
4	赤坂地区 総合支所管内	元赤坂一丁目・二丁目、赤坂一丁目～九丁 目、南青山一丁目～七丁目、北青山一丁目 ～三丁目	赤坂小、青山 小、青南小	赤坂中、 青山中	5
5	高輪地区 総合支所管内	三田四丁目・五丁目、高輪一丁目～四丁目、 白金一丁目～六丁目、白金台一丁目～五丁 目	御田小、高輪 台小、白金 小、白金の丘 小	三田中、 高松中、 白金の丘 中	7
6	芝浦港南地区 総合支所管内	海岸二丁目・三丁目、芝浦一丁目～四丁目、 港南一丁目～五丁目、台場一丁目・二丁目	芝浦小、芝浜 小、港南小、 港陽小	港南中、 港陽中	6
7	特定校のみ	特定の学校のみ配送が可能 (配送可能学校名を記入してください)			

4 登録の区分

同一事業者が複数区分に登録することも可能です。

なお、本登録は、単に登録有効期間内における港区での学校給食用物資納入資格を取得するものであり、港区からの給食用物資発注を確約するものではありません。

取扱食材区分	代表的な商品例
1 野菜・果実	野菜、果実、木の実、さつまいも、じゃがいも、きのこ など
2 食肉	精肉（鳥肉を除く）、肉製品（ハム、ソーセージなど） など
3 卵・鳥肉	卵、鳥肉
4 鮮魚	鮮魚、貝類、生海そう類 など
5 米穀類	米、麦、雑穀、豆類、小麦粉、穀粉、でん粉 など
6 豆腐・かまぼこ等 加工食品	豆腐、納豆、水産練製品、かまぼこ、ちくわ、こんにゃく、漬物 など
7 乾物	かつお節、乾燥魚介、干し海藻、寒天、干びょう、ふ（麩）、こうや豆腐、乾燥野菜、乾燥果実、干しきのこ、干しのり、梅干し、くん製品 など
8 その他	氷、乾めん（麺）類、小麦製品（餃子の皮など）、乳製品（バター、チーズ、ヨーグルトなど）、冷凍食品、砂糖、塩、食酢、缶詰・瓶詰食品、練乳、はちみつ、食用油、酒類、ジュース、豆乳飲料、茶類（葉・粉・豆など） など

※原則として、パン・麺及び飲用牛乳については、公益財団法人東京都学校給食会から供給を受ける為、登録制度の取扱食材から除きます。

※取扱食材区分の規格基準等は、「P 4 6. 給食物資の納入・規格基準」をご確認ください。

5 登録の要件

- (1) 学校給食の目的である児童生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、学校等と適宜連絡のうえ、適時適切な納入が可能なこと。
- (2) 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- (3) 品質管理が確実に行われ、仕入・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (4) 仕入れ及び製造、加工能力等があり、学校給食の実施に必要な数量を確実に供給できること。

- (5) 教育委員会が指定した方法、期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- (6) HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。
- (7) この要領に定めるもののほか、特段の事情がある場合については、別に定める。

6 給食物資の納入・規格基準

給食物資の納入に際しては、以下の納入・規格基準を遵守してください。

- (1) 出庫時には必ず品質を確認してください（鮮度、数量、賞味期限、消費期限、包装、容器、異物混入等）。
- (2) 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意してください。
- (3) 物資納入の際には、納入時間を守り、清潔な服装で配送してください。また、調理室に立ち入らないでください。
- (4) 確実に検収を受けてください。
- (5) 随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じてください。
- (6) 生鮮食品は原則、使用当日に搬入としてください。
- (7) 青果（野菜・果物など）・肉類は、国産としてください。缶詰類や食材そのものを水煮した加工品についても、できるだけ国産としてください。
- (8) 加工食品は、製造者・期限表示・内容表示等が明確なものとしてください。
- (9) 食品添加物は適正使用に努めてください。また、「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」と表示されたものは、使用しないでください。
- (10) 米を納入する場合、必ず品質の確認をしてください（品種・産年・精米年月日、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）。また、産地・産年度などが記載されたもの又はそれに代わる書類を提出してください。
- (11) 精米については、できるだけ「国内産農産物規格規定」の一等級米としてください。
- (12) 遺伝子組換え表示義務のある対象食品で、分別生産流通管理されているものを納品する場合は、生産・流通過程での証明書を添付してください。遺伝子組換え表示の対象食品については、「【参考】遺伝子組換え表示の対象となる農産物及びその加工食品 -義務表示の対象となる食品-」のとおりです。

※分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えでない農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

【参考】遺伝子組換え表示の対象となる農産物及びその加工食品（義務表示の対象となる食品）

○農作物 8 作物

- (1) 大豆(枝豆、大豆もやしを含む) (2) とうもろこし (3) ばれいしょ
- (4) なたね (5) 綿実 (6) アルファルファ (7) てん菜 (8) パパイア

○加工食品 33 食品群

- (1) 豆腐・油揚げ類 (2) 凍豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類
- (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰 (8) きなこ
- (9) 大豆いり豆
- (10) (1) ~ (9) を主な原材料とするもの
- (11) 大豆(調理用)を主な原材料とするもの

- (12) 大豆粉を主な原材料とするもの (13) 大豆たん白を主な原材料とするもの
 (14) 枝豆を主な原材料とするもの (15) 大豆もやしを主な原材料とするもの
 (16) コーンスナック菓子 (17) コーンスターチ (18) ポップコーン
 (19) 冷凍とうもろこし (20) とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰
 (21) コーンフラワーを主な原材料とするもの
 (22) コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く)
 (23) とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの
 (24) (6)～(20)を主な原材料とするもの (25) 冷凍ばれいしょ
 (26) 乾燥ばれいしょ (27) ばれいしょでん粉
 (28) ポテトスナック菓子 (29) (25)～(28)を主な原材料とするもの
 (30) ばれいしょ(調理用)を主な原材料とするもの
 (31) アルファルファを主な原材料とするもの
 (32) てん菜(調理用)を主な原材料とするもの
 (33) パパイアを主な原材料とするもの

※加工食品については、その主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上のもの)について表示が義務づけられています。

7 申請に必要な書類

書 類 名		備 考
●申 請 書 第1号様式(第4条関係)		港区立小・中学校給食用物資納入事業者登録審査申請書 ※港区立小学校及び中学校、並びに学校給食調理場に給食物資を納入する営業所ごとに申請書を提出してください。
添付書類	1 営業許可書の写し	港区立小学校及び中学校、並びに学校給食調理場に給食物資を納入する食材に係るすべての許可書の写しを提出してください。 ※食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ提出してください。
	2 その他書類	港区競争入札参加資格登録業者及び区内小規模契約事業者名簿に登録されていることがわかる書類 (物品買い入れ等競争入札参加資格審査受付票、港区小規模事業者登録完了通知等) <u>※直近1カ月以内で新規・更新等で新たに手続を行った事業者のみ提出してください。</u>

… 提出書類のうち●印のあるものは、所定様式をご利用ください。…

※添付書類の補足事項

(1) 食品衛生法に基づく許可を要する業種について

学校給食物資の納入において食品衛生法に基づく許可を要する主なものは、以下の営業となります。

- | | |
|----------|-------------|
| ・食肉販売業 | ・魚介類販売業 |
| ・豆腐製造業 | ・麺類製造業 |
| ・水産製品製造業 | ・食肉製品製造業 など |

8 申請受付期間及び登録決定等

登録を希望する場合は、申請に必要な書類を揃え、以下の受付期間に持参又は郵送にて港区教育委員会 学務課へ提出してください。

	受付期間	受付場所
窓口持参の場合	土・日・祝日を除く 午前9時00分～午後5時00分	〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号 港区教育委員会事務局
郵送の場合		学校教育部学務課保健給食係

<申請から登録までの流れ>

	登録希望事業者	港区教育委員会（学務課）
随時受付	申請書類提出	申請書類の内容等確認
	申請書類について、修正や追加提出を求める場合がありますのでご了承ください。	
申請受付日から 1か月程度		「港区立小・中学校給食用物資納入事業者認定通知書」第2号様式（第6条関係）交付 申請書類等により登録要件を満たすことを確認し、結果を事業者宛てに送付します。

9 登録後の取扱

内容	手続等
1 登録内容の変更及び廃止	登録後に登録内容に変更が生じた場合には、以下のとおり手続をとってください。 ▶ 登録申請書に記載した登録内容に変更が生じた場合 →次の書類を改めて提出してください。 ・「港区立小・中学校給食用物資納入事業者登録申請書」

	第1号様式（第4条関係）及び必要添付書類 ▶ 軽微な変更（上記以外の変更）が生じた場合 →お早めに 港区教育委員会 学務課 へ電話等で連絡してください。 必要に応じて書類提出などをご案内します。 ▶ 登録を取消したい場合 →次の書類を提出してください。 ・「港区立小・中学校給食用物資納入事業者登録取消申請書」 第4号様式（第9条関係） ※変更及び登録取消に関する書類は港区ホームページからダウンロードできます。
2 登録の継続	登録有効期間満了後も引き続き、港区立小・中学校給食用物資納入事業者として登録を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請が必要となりますので、ご注意ください。 更新時期になりましたら、広報みなと・港区ホームページ等でお知らせします。
3 各種検査において陽性となった場合の反応	自主的な検体検査及び衛生検査等において、陽性となってしまった場合には、直ちにその旨の連絡を港区（港区立小・中学校を含む。）へ行い、対応を協議するものとする。
4 登録の取消	登録後、登録に係る営業を廃止した場合、若しくは登録要件を満たさなくなった場合、又は登録期間中に次のような事由が生じ港区の学校給食用物資納入事業者としての適格性を有しないと判断された場合は、当該物資納入事業者としての登録を取り消すことがあります。 ・食材の仕入から製造、保管、配送に至るまで食品の安全と衛生管理が徹底されていないと認められる場合 ・複数回に渡って理由なく定時配送を行わない場合 ・著しく品質の劣る食材を納入した場合 ・必要な検査や報告を行わない場合 ・各種検査において陽性となってしまった場合に、直ちに、港区（港区立小・中学校を含む。）と対応を協議したうえで、取り決めた事項について、適切に履行しなかった場合 ・登録申請に当たり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合 ・港区暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合 ・登録の取消しを申し出た場合 ・その他登録の要件を有しないと認められる場合 など

<問合せ先・申請書提出先>

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会事務局
学校教育部学務課保健給食係

【電話】03-3578-2111

（内線2735～2737）